

# 特定保健指導を受けましょう



健康診断を受診した40歳～74歳の方を対象に、受診した健診の特定健診部分の健康診断結果を階層化し、メタボリックシンドロームと判定された方へ特定保健指導のご案内をしています。

ご自身の健康維持、生活習慣改善のためにもぜひ、ご利用ください。

健診の種類	ご案内方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生活習慣病予防健診 (B・C1・C3・D1・D2区分)</li> <li>▶ 特定健診 (E区分)</li> <li>▶ 総合健診(日帰り人間ドック) (契約施設) ※特定保健指導未契約健診(医療)機関</li> </ul>	<p>健診受診後、当組合より指導対象者に事業所を通じて、ご案内いたします。 保健指導申込後、指導対象者へ利用券を送付いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 総合健診(日帰り人間ドック) (契約施設) ※特定保健指導契約健診(医療)機関</li> </ul>	<p>指導対象者には、受診当日もしくは後日、契約健診(医療)機関よりご案内いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 総合健診(日帰り人間ドック) (東実総合健診センター)</li> </ul>	<p>指導対象者には、受診当日、医師と面談後に別途ご案内いたします。 ※受診当日に保健指導を受けることができます。また、受診当日に保健指導を受けることができない方や、オンラインでの保健指導をご希望の方には、別途お申し込みのご案内をしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特定健診 集合契約 Aタイプ</li> </ul>	<p>健診受診後、当組合より指導対象者にご案内いたします。 (保健指導を受ける際に必要な利用券が同封されています)</p>



問合せ

東京実業健康保険組合 健康管理課 TEL 03-3663-1361(代)

